

淀川河川敷十三エリア魅力向上事業 屋台エリアの管理運営等にかかる住民説明会 いただいたご質問・ご意見と回答

| No                  | いただいたご質問・ご意見                                                                                                                                          | 回答                                                                                                                                            | 回答者      |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 令和8年3月29日(日) 10:30～ |                                                                                                                                                       |                                                                                                                                               |          |
| 1                   | 屋台飲食店で出店するテナント事業者には、説明資料に記載している遵守事項を本当に遵守してもらえるのですか。また、出店テナントの選定は、どのような基準で行っていますか。                                                                    | 各テナント事業者とのテナント契約において、遵守事項が遵守されない場合は解約となるような規定を設けています。また、各テナント事業者とは直接面談を行い、遵守事項の説明のほか、与信調査や反社会的勢力との繋がりがいかなど調査をしたうえで選定しています。                    | 整備・運営事業者 |
| 2                   | 堤防の階段を住宅地側に降りた場所にある遊歩道に、現在でも嘔吐物やごみが放置されていることがあり、オープン後はその数が増えると思いますが、その清掃は誰が行うのですか。                                                                    | 事業エリアには常駐の運営事務局スタッフがいるため、事業エリア内及びエリア周辺の見回りを随時行い清掃を実施します。                                                                                      | 整備・運営事業者 |
| 3                   | 営業時間を23時までと設定する理由として、十三駅近隣飲食店の営業時間調査にて23～24時閉店の飲食店が最も多かったためと説明がありましたが、用途地域が商業地域である十三駅近隣と住居地域と隣接する本事業エリアでは比較できないと思います。                                 | 営業時間については、調査結果だけでなく周辺住民の皆様からご意見をいただいていることも考慮してお示したところですが、今後も協議が必要な事項として再度検討させていただきます。                                                         | 整備・運営事業者 |
| 4                   | 前回の住民説明会で台風時の撤去計画について質問があり「台風が大阪府に上陸する72時間前には撤去の判断を行い、48時間前までに施設を地面から取り外して撤去する」と回答がありましたが、災害時の撤去について今回の説明会で説明がなかったのはなぜですか。                            | 前回住民説明会時に災害時の撤去について説明資料にてお示ししており、前回の説明内容から変更がないため今回の説明資料には記載しておりません。撤去計画については、河川管理者である国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所と協議を行い、申請資料として提出のうえ河川占用許可をいただいております。 | 整備・運営事業者 |
| 5                   | 本エリア近隣の公園愛護会に所属しており、30名近くの会員で日々の清掃と月に一度の集合清掃をしています。オープン後は現在よりもごみの量が増えて公園愛護会の負担が増えると思いますが、増えたごみの撤去について淀川区役所、整備・運営事業者も含めて覚書のような形式でごみの清掃を約束いただくことはできますか。 | いただいたご意見の内容について、淀川区役所が公園愛護会に伺い協議させていただきます。                                                                                                    | 淀川区役所    |

淀川河川敷十三エリア魅力向上事業 屋台エリアの管理運営等にかかる住民説明会 いただいたご質問・ご意見と回答

| No | いただいたご質問・ご意見                                                                                                                    | 回答                                                                                                   | 回答者      |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 6  | 営業時間23時までの設定理由として十三駅近隣飲食店の営業時間調査の説明がありましたが、それは営業側の都合によるものであって住民側の理由ではないと思います。23時まで騒いでいる人がいると寝るのもしんどいため、営業時間を短くすることも検討してほしいです。   | 営業時間については、周辺住民の皆様から様々なご意見をいただいていることを念頭に、今後も協議が必要な事項として再度検討させていただきます。                                 | 整備・運営事業者 |
| 7  | 営業終了後に屋台利用客が帰宅せずに河川敷に残った場合や、河川敷から出ていったとしても近隣エリアで騒ぎだしたら止めるのは誰ですか。                                                                | エリア内の事務所に常駐する運営事務局スタッフが、事業エリアから出ること及び近隣エリアに滞留しないようにすることをアナウンスいたします。                                  | 整備・運営事業者 |
| 8  | 淀川区役所に営業時間の決定をしてほしいです。また営業時間の設定は最初は21時から始めて徐々に緩めていくことも検討してほしいです。                                                                | 23時までの営業時間について多数ご意見をいただいておりますので、継続して整備・運営事業者と検討していき、決定した事項は公表等により皆様にもお伝えさせていただきます。                   | 淀川区役所    |
| 9  | 国土交通省のシミュレーションでは大規模な地震が発生した際に盛土が崩れると見ました。崩れた盛土や屋台が住宅側に流れてくるのではないですか。                                                            | 国土交通省のシミュレーションは、大規模地震発生時に盛土を含めた堤防が堤防中央部に向かって沈下するというものです。従って、盛土や設置している屋台が住宅側に崩れ落ちるといったものではないと認識しています。 | 淀川区役所    |
| 10 | 現在工事中で設置されている屋台の仮設支柱や、今回新しく追加された転落防止ネットは、台風発生時などに撤去されるのですか。                                                                     | 屋台の仮設支柱、転落防止ネットも含めて撤去を行います。河川の基準水位が一定に達した場合や台風接近時等に、高水敷、堤防天端の順に河川敷の外にある一時保管場所まで撤去する計画となっております。       | 整備・運営事業者 |
| 11 | 23時の営業終了後にテナント事業者が閉め作業をする際にロッカーの開閉音や掃除の音が発生すると思いますが、閉め作業は何時ごろまで予定していますか。                                                        | テナント事業者による閉め作業は、ラストオーダーから1時間程度、月に一度の棚卸がある際は10～20分程度加わり23時40分頃までには完了すると想定しております。                      | 整備・運営事業者 |
| 12 | 十三近隣の飲食店舗の営業時間調査で23時～24時までの営業時間が最も多い層と説明がありましたが、飲食店は屋内のものが多く、オープンテラスのある飲食店では23時まで開いている店はほとんどなく、堤防近くのテラスがある飲食店では21時までの営業となっています。 | 調査については屋内の飲食店も含めて実施しましたが、ご意見のとおり屋内型店舗と屋外型店舗で運用が異なる点がございしますので、その点も考慮したうえで検討してまいります。                   | 整備・運営事業者 |

淀川河川敷十三エリア魅力向上事業 屋台エリアの管理運営等にかかる住民説明会 いただいたご質問・ご意見と回答

| No | いただいたご質問・ご意見                                                                                                            | 回答                                                                                                                                                                                                                 | 回答者      |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 13 | 河川敷へ向かう住宅地側に、利用者の自転車の放置が発生すると思います。                                                                                      | 放置自転車対策につきましては、利用者に対して事前の周知や、整備・運営事業者による日々の巡回等により自転車を放置させない環境を作ってまいります。また、本市放置自転車対策担当局とも夜間も対応を行っていくよう協議をしております。                                                                                                    | 淀川区役所    |
| 14 | 前回の住民説明会以降、工事着手前に再度住民説明会を行うべきだと意見がありましたが今回まで住民説明会は開催されず、着工前に淀川区役所が地域の会議に出席して工事の連絡をしたのみであったため、近隣住民の賛成を得られる前に着工をしたと感じました。 | 前回の住民説明会は、工事着手前の施設工事实施内容に関する説明会として実施をしており、工事内容としては前回の説明会でお話した内容から変わりはありません。ただし、前回の説明会后すぐに河川管理者による河川占用許可が下りることを想定しておりましたが、河川管理者との協議に時間を要したことにより、1月29日の着工となっております。近隣住民の方への工事着手のお知らせは、工事実施事業者が各戸へチラシ配布することにより行っております。 | 淀川区役所    |
| 15 | 河川占用の許可に時間を要したということですが、占用許可が下りなかったのは計画に不備があったからではないですか。                                                                 | 河川管理者である国との河川占用許可の協議においては、建築確認の申請手続きや主に撤去計画についての協議に時間を要しており、計画に不備があった訳ではありません。                                                                                                                                     | 淀川区役所    |
| 16 | 夜間営業の騒音対策として、運営事務局スタッフが音量を定期的に計測するとありますが、計測はどれくらいの頻度でどの場所で行いますか。                                                        | 音量の計測は、毎日、条例に定められる騒音規制基準の時間区分が切り替わる夜9時などの時点で店舗スピーカー近く及び民地境界にて行います。整備・運営事業者が運営している他の施設においても音量について細心の注意を払って事業を実施しており、本事業においても同様の対応をさせていただきます。                                                                        | 整備・運営事業者 |
| 17 | 令和8年4月から道路交通法が改定され、自転車にも青切符が切られるようになりましたが、それについて把握はされてますか。                                                              | 道路交通法が改正され自転車の利用者の交通ルール違反の取締りが厳しくなることは把握しており、本事業エリア来訪者の適正な自転車利用に有効な情報であるため周知等行ってまいりたいと考えております。                                                                                                                     | 淀川区役所    |
| 18 | 南海トラフ巨大地震が発生した場合に淀川が50分程で津波により浸水することになっていますが、それまでに施設を撤去できないと思います。                                                       | 令和8年3月31日に大阪府より津波浸水想定が公表されました。公表された津波浸水想定図では、十三東1丁目の河川敷沿いの住宅エリアは浸水しないこととなっています。そのため、施設を撤去する必要はないと考えております。                                                                                                          | 淀川区役所    |
| 19 | 屋台の設置にあたり土間コンクリートやネットフェンスを含めて7mの奥行きで設計がされており、堤防天端にそのようなスペースはないと思いますがどのように設置をするのですか。                                     | 国土交通省が堤防天端を拡張するために整備した盛土に対して屋台施設を設置するため、奥行きが7m以上ある場所に設置いたします。                                                                                                                                                      | 整備・運営事業者 |

淀川河川敷十三エリア魅力向上事業 屋台エリアの管理運営等にかかる住民説明会 いただいたご質問・ご意見と回答

| No | いただいたご質問・ご意見                                                                                                                  | 回答                                                                                                                                | 回答者      |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 20 | 事業エリアへの年間来場者数は何人を想定していて、一日平均何人の来場を想定していますか。                                                                                   | 年間30万人の来場者数を目標にしており、一日に平均1,000人弱の来場者数を想定しております。                                                                                   | 整備・運営事業者 |
| 21 | 河川敷での事業実施となるため、夏は暑く日陰が無く、冬は風も強いと思いますが、気候への対策は考えていますか。                                                                         | 屋台に衝立としてパーテーションを設置のうえ、スポットクーラーやスポットヒーターを使用して屋台内の温度の調整を行います。また、屋台前面のテラス部分にも日陰を作るためにパラソルを設置しますが、強風時に飛ばされないよう固定したうえで設置いたします。         | 整備・運営事業者 |
| 22 | 阪急十三駅から河川敷までの動線において、新しい信号機の設置や横断歩道の整備をすることは想定していますか。                                                                          | 事業エリアオープン後に人流等を把握したうえで、事故防止の観点から信号機や横断歩道の新設が必要となった場合、関係機関と協議を行ってまいります。                                                            | 淀川区役所    |
| 23 | 事業エリアでのタバコのポイ捨てが発生すると予想されますが、火災予防の観点から対策は考えていますか。                                                                             | 事業エリア内は全面禁煙といたします。また、事業エリアの火災予防につきましては、換気・排気の設定も含め保健所や消防の点検を経て営業を行います。                                                            | 整備・運営事業者 |
| 24 | 事業エリアを全面禁煙にすると近隣で喫煙する人が出てくるため、事業エリア内に喫煙コーナーを設けた方がいいのではないのでしょうか。                                                               | 事業エリアオープン後の利用者の動向を確認したうえで、喫煙コーナーの設置を検討いたします。                                                                                      | 整備・運営事業者 |
| 25 | 堤防上に設置されるトイレコンテナや、屋台と屋台の間の見通しが悪い箇所人に人が連れ込まれ性犯罪が起こる危険性がありますが、防犯上の対策について考えていますか。                                                | 営業時間外は屋台やコンテナ等の建物やトイレは全て施錠するため、中に人は入れなくなります。また、営業時間中はテナント内にはテナントスタッフもあり、常駐の運営事務局スタッフの見回りもあります。防犯上の課題については今後も警察と協議を行いながら対策してまいります。 | 整備・運営事業者 |
| 26 | 事業が途中で中止となった場合の原状復帰は、どこが責任をもって実施し、その費用を支払うのでしょうか。                                                                             | 原状復帰は整備・運営事業者が実施し、事業費用、原状復帰費用などの費用については全て整備・運営事業者が負担することとなっております。                                                                 | 整備・運営事業者 |
| 27 | 設置されたトイレは事業終了後に撤去することになりますか、そのまま設置されるのでしょうか。使い続ける場合はランニングコストの負担はどうなるのでしょうか。                                                   | 事業終了時に、排水管等インフラ管も含め撤去いたします。                                                                                                       | 整備・運営事業者 |
| 28 | 事業が実施される前提で進められていること、オープン後の事後対応で検討していくことに対して、周辺住民として現在の環境が壊されるのではないかと不安を抱えています。今後も安心安全に暮らしていくことができることを保証して事業を進めていくことを考えてください。 | 近隣住民の皆様との信頼関係構築は必要であり、皆様が安全安心に暮らしていくことができるよう、ご意見をいただきながらより良い形で本事業の実施をするために、今後ともご意見を伺う機会を設ける方向で検討してまいります。                          | 淀川区役所    |



淀川河川敷十三エリア魅力向上事業 屋台エリアの管理運営等にかかる住民説明会 いただいたご質問・ご意見と回答

| No | いただいたご質問・ご意見                                                                                                                | 回答                                                                                                                                                        | 回答者            |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 29 | 前回の説明会で参考にはしていると説明のあった博多の屋台ではLINEで現在営業している店舗が分かるようになっていますが、本事業においても、店舗によって定休日や営業時間に違いがあるため、それらを把握できる方法がありますか。               | 屋台エリアの店舗については、ミナモ十三のホームページで各店舗の定休日や営業時間を分かるようにしたうえで、各テナント事業者においてもSNSや自社ホームページで情報発信を行うように考えております。                                                          | 整備・運営事業者       |
| 30 | 屋台エリアの広報について、SNSの活用やPRをどのように行う予定でしょうか。                                                                                      | YouTube、Instagram、LINEの公式アカウントを作成し、情報発信を行っていきます。また、開業時期が確定しましたらメディアを含めたプレスリリースを行う予定ですが、通常の情報発信はSNSにより行います。                                                | 整備・運営事業者       |
| 31 | 年間30万人の集客見込みとのことですが、年間の集客結果や、騒音対策として行った測定の結果、現在の事業の成果、駐輪対策の結果などを住民が見られる形での公表があるのでしょうか。                                      | 毎年度、整備・運営事業者が淀川区役所へ事業の実施状況や事業効果、今後の見通しなどを報告する「事業報告書」を提出することとなり、騒音測定結果等は整備・運営事業者にて日々記録に残し、事業報告書において対策状況についても記載いたします。なお、提出された事業報告書は淀川区役所のホームページにおいて公開されます。  | 淀川区役所、整備・運営事業者 |
| 32 | 工事の騒音に関して現在でも既にうるさいという意見が出ていますが、今後も含めて対応は行っていく予定でしょうか。                                                                      | 工事の実施にあたっては音の出ない機械を使用する等細心の注意を払っておりますが、現在行っている工事作業では大型の重機を使用していることもあり、大きな音が出てしまっておりますことお詫び申し上げます。今後の工事作業においても、周辺住民の皆様のご意見を伺いながらなるべく影響の少ない手段にて実施させていただきます。 | 整備・運営事業者       |
| 33 | 営業時間について、やはり23時まで営業ということが納得できないため、再度テナント事業者の店舗の方と話し合っていたきたいです。                                                              | 営業時間については、周辺住民の皆様から様々なご意見をいただいていることを念頭に、今後も協議が必要な事項として再度検討させていただきます。                                                                                      | 整備・運営事業者       |
| 34 | トイレの水道管工事の際に堤防前の道路が全面通行止めだったのですが、その影響で手前の道に車が集中していました。今後も同様のことがあれば、事故が無いように警備員を配置したり、通行止めによる周辺道路への影響を予測したうえで工事を行っていただきたいです。 | 再度、オープンまでに水道管工事を予定しておりますので、その際は周辺道路への影響を減らすように対策したうえで実施させていただきます。                                                                                         | 整備・運営事業者       |
| 35 | 営業時間の早期閉店など意見があった点については、オープンまでに検討や変更がされるのでしょうか。                                                                             | オープンまでに営業時間等について検討のうえ、検討結果につきましては住民説明会等にてご説明させていただきます。                                                                                                    | 整備・運営事業者       |
| 36 | 屋台で電気を使用すると思いますが、ガソリンを使用する発電機等、大きな音を立てるものを使用しますか。                                                                           | 発電機は使用せずに堤防上まで電線を引き込むため、発電機による音は発生しません。                                                                                                                   | 整備・運営事業者       |

淀川河川敷十三エリア魅力向上事業 屋台エリアの管理運営等にかかる住民説明会 いただいたご質問・ご意見と回答

| No | いただいたご質問・ご意見                                                                                              | 回答                                                                                                                                                                                                                              | 回答者      |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 37 | なにわ淀川花火大会は一時的なイベントであるため音や光が発生することについては許容できますが、本事業では朝から晩まで音や光が発生することは許容できません。                              | 本事業におけるBGM等の音量については条例に定められる数値を遵守し、屋台のライト等の光は住宅側ではなく川側に向けるようにして、住宅地への影響を最小限にいたします。                                                                                                                                               | 整備・運営事業者 |
| 38 | 喫煙エリアを作るのではなく、周辺の住宅地を含めて全体を禁煙としてほしいです。                                                                    | 事業エリアには現時点では喫煙コーナーの設置は検討しておりませんが、住宅街については大阪市全域が路上喫煙禁止のため禁煙となっております。                                                                                                                                                             | 淀川区役所    |
| 39 | 住宅地側への騒音について、音の大きさを測る基準をdb(デシベル)だけでなく、低周波音の発生も含めて音の大きさを測っていただきたく、また音量計を住民にレンタルをしてほしいです。                   | 本事業施設から発生する音については騒音計を準備し測定をいたします。騒音計のレンタルについては、スマートフォンのアプリでも音量を計測することができますのでご使用を検討ください。                                                                                                                                         | 整備・運営事業者 |
| 40 | 自転車の不法駐輪や酔っ払いがいたときなど直ぐに対応いただきたい場合の問合せ先として、ミナモ十三のホームページの問合せフォームではなく直通の電話番号を知りたいです。                         | 電話での連絡先については、ミナモ十三の屋台エリアを運営しております株式会社RETOWNのホームページに記載のある電話番号にご連絡ください。                                                                                                                                                           | 整備・運営事業者 |
| 41 | 常駐の運営事務局スタッフは何名配置しますか。また、その費用に税金は使用されますか。                                                                 | 運営事務局スタッフは営業時間中は土日も含め2名のスタッフを交代で配置します。また、整備・運営事業者が雇うスタッフであるため、その費用に税金は使用されません。                                                                                                                                                  | 整備・運営事業者 |
| 42 | 屋台飲食店に出店する21店舗のうちほとんどが夜の時間帯での営業だと思いますが、何店舗が朝の時間帯から営業しますか。                                                 | 朝の8時から営業をする店舗は3店舗、昼の時間帯から営業をする店舗は5店舗程度を予定しております。                                                                                                                                                                                | 整備・運営事業者 |
| 43 | 酒類の提供もあるため、周辺エリアでの嘔吐物が増えると思われますが、営業時間内であれば運営事務局に対応してもらえますか。                                               | 営業時間内であれば、ご連絡をいただければ運営事務局スタッフにて対応させていただきます。                                                                                                                                                                                     | 整備・運営事業者 |
| 44 | 当初の予定では30店舗が屋台が並ぶ予定でしたが、現在の出店予定は21店舗と予定数に届いていないということは、出店するテナント事業者側は不安があり、ビジネスとして今後厳しいものになってくるのではないのでしょうか。 | 当初は令和7年度にオープンする予定でしたが、行政協議などオープンまで時間がかかってしまったこともあり、人件費や融資などテナント事業者側の様々な事により辞退された店舗があったため21店舗でのオープンとなります。当初の予定より少ない店舗でのオープンとはなりますが、現在もホームページで出店の募集はしておりますので、本オープンは第1期オープンとして、一定の期間を経て第2期オープンということで最終的に30店舗ほど並べられるようにしたいと考えております。 | 整備・運営事業者 |
| 45 | スマートフォンのアプリによる騒音の測定では、騒音計の校正検査がされておらず、騒音の証拠として不十分であると思います。                                                | 騒音計の校正検査をしたうえで測定できるよう検討いたします。                                                                                                                                                                                                   | 整備・運営事業者 |
| 46 | 騒音の測定は事業エリアのどの地点で行いますか。                                                                                   | 屋台エリア、BBQエリア等それぞれのエリアにて、騒音測定場所を固定して測定いたします。                                                                                                                                                                                     | 整備・運営事業者 |

淀川河川敷十三エリア魅力向上事業 屋台エリアの管理運営等にかかる住民説明会 いただいたご質問・ご意見と回答

| No | いただいたご質問・ご意見                                                                                  | 回答                                                                                          | 回答者      |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 47 | 騒音の測定結果はリアルタイムで公表をしないと数値の把握ができないと思いますが、リアルタイムでの騒音の測定結果の公表も検討していただきたいです。                       | 騒音の測定をした時間も含めて数値を記録し事業報告書等で公表はいたしますが、リアルタイムでの公表については検討させていただきます。                            | 整備・運営事業者 |
| 48 | 週末など利用者が大幅に増えることが予測されますが、駐車場や駐輪場を作らず、既存の周辺の駐車場や駐輪場のみで対応できるのでしょうか。                             | 利用者に自動車、自転車で来場しないことを徹底して周知するとともに、周辺への違法駐車・駐輪については関係機関と協議し対策を行ってまいります。                       | 整備・運営事業者 |
| 49 | 舟運事業について淀川河川敷十三エリア魅力向上協議会の資料で海と川の環境のどちらにも対応できる船が用意できないということを見ましたが、現在の検討状況をお聞きしたいです。           | 夢洲へ向かう航路等を含む4航路を検討しておりましたが、オープン直後時点では十三周辺を回遊する航路を週末を中心に運航し、他の航路についても状況をみながら運航をする予定となっております。 | 整備・運営事業者 |
| 50 | 淀川の川底を定期的に浚渫しないと土砂が蓄積していくと聞いていますが、その浚渫はどこが実施し、どこが費用を負担していますか。                                 | 淀川の河道掘削については、治水対策として淀川河川事務所にて実施されています。                                                      | 淀川区役所    |
| 51 | 4月にもと淀川区役所等跡地にオープンする施設の駐輪場をマンション入居者以外も使用できると思いますが、本事業エリアの利用者にその駐輪場の利用のアナウンスすることは検討されてますでしょうか。 | 本事業エリアに一番近い駐輪場でありますので、そちらも含めた駐輪場の利用のアナウンスを行ってまいります。                                         | 淀川区役所    |